

議案第 24 号

君津富津広域下水道組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津富津広域下水道組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 11 月 28 日提出

君津市長 石井 宏子

君津富津広域下水道組合規約の一部を改正する規約

君津富津広域下水道組合規約（昭和 48 年千葉県指令第 1740 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「都市下水路事業」の次に「（以下「下水道事業」という。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第 4 条の 2 組合の下水道事業に、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項の規定により同条第 2 項に規定する財務規定等を適用するものとする。

第 14 条第 1 項中「負担金」の次に「及び出資金」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第 2 項中「負担金の」を「負担金及び出資金の」に改め、同項第 1 号中「、当該建設事業」を「当該建設事業」に、「負担とし」を「負担及び出資とし」に、「、君津富津処理区」を「君津富津処理区」に、「が負担する」を「の負担及び出資とする」に改め、同項第 2 号中「、当該管渠」を「当該管渠」に、「維持管理費については、君津富津処理区の計画汚水量比により関係市が負担する」を「維持管理費のうち、雨水処理経費については君津市の負担とし、汚水処理経費については実績汚水量比により関係市の負担とする」に改め、同項第 4 号中「負担金」の次に「及び出資金」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 一般事務経費については、関係市が均等負担する。

第14条第3項中「負担金」の次に「及び出資金」を加える。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

君津富津広域下水道組合規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、下水道法(昭和33年法律第79号)第3条第1項及び第26条第1項の規定により、関係市の区域の公共下水道事業及び都市下水路事業(以下「下水道事業」という。)に関する事務を共同処理する。</p> <p><u>(地方公営企業法の財務規定等の適用)</u></p> <p>第4条の2 <u>組合の下水道事業に、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により同条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。</u></p> <p>(組合の経費の支弁の方法)</p> <p>第14条 組合の経費は、分担金、使用料、手数料、関係市の負担金及び出資金、補助金、地方債並びにその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 前項の関係市の負担金及び出資金の負担割合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 管渠事業及びポンプ施設、または都市下水路の建設事業費(建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。)については<u>当該建設事業</u>の対象となる排水区域を管轄する関係市の負担及び出資とし、終末処理場の建設事業費(建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。)については<u>君津富津処理区</u>の計画汚水量比(計画汚水量比に変更があった場合は変更後の汚水量比とする。以下同じ。)により関係市の負担及び出資とする。</p> <p>(2) 管渠及びポンプ施設、または都市下水路の維持管理費については<u>当該管渠</u>及びポンプ施設により排水される排水区域を管轄す</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第4条 組合は、下水道法(昭和33年法律第79号)第3条第1項及び第26条第1項の規定により、関係市の区域の公共下水道事業及び都市下水路事業_____に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の経費の支弁の方法)</p> <p>第14条 組合の経費は、分担金、使用料、手数料、関係市の負担金_____<u>、補助金、地方債及び</u>その他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 前項の関係市の<u>負担金の</u>_____負担割合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 管渠事業及びポンプ施設、または都市下水路の建設事業費(建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。)については、<u>当該建設事業</u>の対象となる排水区域を管轄する関係市の負担とし_____、終末処理場の建設事業費(建設事業費に充当した地方債の償還費を含む。)については、<u>君津富津処理区</u>の計画汚水量比(計画汚水量比に変更があった場合は変更後の汚水量比とする。以下同じ。)により関係市が負担する_____。</p> <p>(2) 管渠及びポンプ施設、または都市下水路の維持管理費については、<u>当該管渠</u>及びポンプ施設により排水される排水区域を管轄す</p>

る関係市の負担とし、終末処理場の維持管理費のうち、雨水処理経費については君津市の負担とし、汚水処理経費については実績汚水量比により関係市の負担とする。

(3) 省略

(4) 地方交付税の算定にあたり、下水道事業について発行を許可された地方債の元利償還金に事業費補正が適用された場合においては、算定団体は、事業費補正が適用されたことによる増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を地方債元利償還金の負担割合に応じて、第1号の規定により定められた関係市の負担金及び出資金から、それぞれ減額するものとする。

(5) 一般事務経費については、関係市が均等負担する。

(6) 省略

3 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金及び出資金の全部または一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。

る関係市の負担とし、終末処理場の維持管理費については、君津富津処理区の計画汚水量比により関係市が負担する

(3) 省略

(4) 地方交付税の算定にあたり、下水道事業について発行を許可された地方債の元利償還金に事業費補正が適用された場合においては、算定団体は、事業費補正が適用されたことによる増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を地方債元利償還金の負担割合に応じて、第1号の規定により定められた関係市の負担金から、それぞれ減額するものとする。

(5) 省略

3 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金の全部または一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。